

# 平成30年 第11回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第11回総会
- 2・日時 平成30年11月1日(月) 午後15時～16時00分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

## 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 2件
- 議案第4号 非農地証明願いについて 2件
- 届 出 農地法第4条第1項第8号届出について 1件

その他

## 5・出席者

### 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	×	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

### 最適化推進委員

百武 孝	福田 美登志	佐藤 春孝	—
福島 晴人	力武 善次	久保田 保幸	田代 修一

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第11回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日はいいお天気で爽やかな秋晴れの日となっています。今年は台風が多く心配されましたが、稲刈りも大半の方が終了されています。私每ですが、ひよくもちを作っているもので豊作を期待しているところです。それと、干ばつで水の心配ばかりで水がなかった所は十分な収量が望めなかったところもあると聞いています。

今月末には農業祭りも予定されています。農林課が主体となって開催となりますので皆様のご協力もよろしく申し上げます。また、終了後は懇親会も予定しています。首長等も出席いただくようですので、農業情勢等を存分に伝え有田町農業が発展するよう協力を要請したいと思っていますので、皆さんも個々の意見を出していただけたらと思います。

本日も、審議事項慎重に審議をお願いします。

### ○事務局

只今の出席委員は9名中8名です。本日欠席の川尻委員は、女性農業委員の研修会出席のため欠席となっています。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、2番（古川 法秋）、3番（山口 輝雄）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

また、関連がある申請2番、また地区が同じ申請3番も同時に審議したいと思います。

事務局より、説明をお願いします。

### ○事務局

申請1番、2番続けて説明いたします。

～議案書を朗読～

売買によって交換されます。

続きまして申請3番です。

～議案書を朗読～

9月総会で家の入り口を進入路に転用されたところの敷地です。1筆が他人名義だったので購入されるそうです。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○7番委員

申請地は、〇〇〇の農地となります。

申請1号は、〇〇〇入り口から100メートルほど南側へ行き、西側へ続く農地の一番奥になります。

申請2号は、〇〇線から東側への国土交通省名義の公衆用道路沿いです。申請地奥にはハウスが建っています。

1号・2号は優良農地で地区内の方でもあり問題ないかと思われます。

申請3号は、事務局説明でもありましたとおり、先月案件農地の隣接地となります。一体は申請人名義であり利便性がよくなるかと思われます。

## ○議 長（会長）

地元委員の古川委員、補足説明がありましたらお願いします。

## ○2番委員

皆さんもご存知かと思いますが、申請1号の東側には〇〇〇予定となっています。一番奥に有ることから申請人同士にて話し合いがなされた結果と聞いています。

申請3号は、一体が申請人となることで活用しやすくなるかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○6番委員

地図上に記載されている名義人と違いますが。

## ○事務局

相続登記は済んでいます。

## ○議長（会長）

〇〇〇は、〇〇〇が中に入っていましたよね。

## ○事務局

補足説明をいたします。

今回の申請地から東側は、〇〇〇地内の〇〇〇の〇〇〇予定地で、来月の案件となる予定で準備を行われています。会社側が拡張のために候補地を探しているということで有田町以外も視野に入れ探されていましたが、出来るだけ地元に残ってほしいという事で〇〇〇が動かれ、今回の候補地を選定されています。今回の申請でありますように1枚の圃場がポツンと残った状態ですので、〇〇〇が再度動かされた事になります。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行いたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可されました。

続きまして、申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請3番は、許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

申請人の〇〇〇さんは〇〇〇さんの娘になります。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9番委員

申請地は、〇〇地区となります。〇〇〇から西へ30メートルほど入った土地となります。申請地は、事前に有田地区委員全員で貸付人の〇〇さんから説明も受け現地確認を行っています。隣接地は耕作もされていることから、排水等での迷惑がかからないようにと現地にて伝えて来ました。

## ○議長（会長）

共同名義での申請ですが。

## ○事務局

金融機関の借り受けはご夫婦でなされます。農地転用申請上はご夫婦でなくてもよかったです。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による申請1番について許可することに

賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。

関連がありますので要請2番も同時に審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成要請1番は承認されました。

続きまして、要請2番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成要請2番は承認されました。承認を得ましたので、町長に対し農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

昭和55年に植林転用の許可を受けられていたようです。しかし許可証を紛失しておられるため今回の非農地申請をされています。

## ○議長（会長）

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9番委員

こちらの申請地も事前に有田地区委員にて現地確認を行っています。申請地は、〇〇〇の〇〇〇の傍になります。上空には高圧線が通っています。

事務局からも説明がありましたとおり、許可済みの土地で許可書紛失による未完了のようです。植林された木々も大きく問題ないかと思われれます。

## ○議長（会長）

説明がおわかりました。

許可書され保有されていたら問題なかったんですね。

## ○事務局

そうです。許可後に植林もされていますので、完了報告書を提出され法務局にて地目変更手続きをとってあれば良かったんですが。事務局で保管している許可書写しが見当たらず、再発行依頼が出来ませんでした。山林への地目変更は、植林後に数年を要することから許可書をよく紛失されるケースが多く見られます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

現地は駐車場とお堂が建っています。敷地内に町有地が入っていますが申請人及び財政課に確認してもよくわかりませんでした。先週、〇〇〇さんに来ていただき、財政課と一緒に話をし、今後の対応を検討されます。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9番委員

こちらの申請地も事前に有田地区委員にて現地確認を行っています。申請地は、〇〇〇の〇〇〇の向い側となります。先ほどからお堂の話が出ていますが、何時ごろ移動したのか不明な状態です。建設された大工さんも他界されその当時の事を知りえる方がいらっしゃいません。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○6番委員

隣接の住宅建設時にわからなかったのでしょうか。

## ○事務局

航空写真ですので、撮影時の角度だと思います。境界ではありません。

## ○議長（会長）

他にありませんか。

問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請2番について、許可されました。

続きまして、議案第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

農地法第4条第1項第8号の届出とは農地法第4条の例外規定であり、通常、転用には知事の許可が必要であるが、知事の許可を必要としない場合の1つに、2アール未満の農地に限り、その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供用する場合があります。今回はその例外規定の適用による届出です。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3番委員

添付の航空写真では木々が生い茂ったように見えますが、説明がありましたとおり木々はなく整地が行われています。

何ら問題ないかと思われそうです。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により届出1番は、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（なしの声）

これにて、平成30年第11回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、12月3日（月）の予定です。

（閉会）



総会 16時00分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 2 番

署 名 3 番

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。